

諮問庁：独立行政法人日本原子力研究開発機構  
諮問日：平成16年 9月10日（平成16年(独情)諮問第48号）  
答申日：平成17年12月15日（平成17年度(独情)答申第48号）  
事件名：特定会社との清掃及び警備に係る契約並びに瑞浪国際地科学交流館の管理運営委託業務に係る契約に関する文書の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙に掲げる各文書(以下「本件請求文書」という。)の開示請求につき、別表の本件対象文書欄に掲げる文書(以下「本件対象文書」という。)を特定し、その一部を不開示とした決定については、本件対象文書を特定したこと及び別表の異議申立人が開示すべきとする部分欄に掲げる部分を不開示としたことは、妥当である。

### 第2 異議申立人の主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)3条の規定に基づく本件請求文書の開示請求に対し、平成16年5月6日付け16サイクル機構(東濃)第026号及び同第027号により核燃料サイクル開発機構(現独立行政法人日本原子力研究開発機構。以下「処分庁」又は「諮問庁」という。)が行った一部開示決定(以下「本件決定」という。)により不開示とされた部分のうち、項目としての「順位」、番号としての「順位」、「開札(見積)金額」、「入札金額」及び「予定価格」について取り消し、その開示を求めるといものである。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての主たる理由は、異議申立書、意見書の各記載及び口頭意見陳述によると、おおむね以下のとおりである。

##### (1) 項目としての「順位」、番号としての「順位」について

順位を不開示とすることに意味はない。なぜなら「入札書開札(見積開封)結果」と不開示理由を対比すれば、「入札書開札(見積開封)結果」の左マスキング欄が順位であることは一目瞭然である。受注社が常に最上欄にあることから、上から順番に並んでいることは容易に類推できる。

そのため、文書4では参加社が2社のため「入札書開札(見積開封)結果」及び「落札判定書」の順位は公開されている。

ところが、文書7、8、9、10、11、14、17、18、20、21及び22は随意契約特命であり、1社のみであることから当然順位は1位であるにもかかわらず不開示とされている。

一方、文書23では項目としての「順位」及び番号としての「順位」とも公開している。

上記不統一は、「順位」についての不開示決定に全く意味がないことを諮問庁自らが示している。違法な不開示決定は取り消されなければならない。

##### (2) 「開札(見積)金額」及び「入札金額」について

ア 諮問庁は、開札(見積)金額や入札金額の開示は「入札に関する情報が競合する相手法人に分かると、当該法人の今後の受注活動に支障を生じるなど、公正な商取引を妨

害するおそれがある。」と不開示の理由を述べている。しかし、「公正な商取引を妨害するおそれ」は抽象的である。具体的に示されなければならない。

イ 開札(見積)金額や入札金額における開示, 不開示の不統一は以下のとおりである。

- ① 落札社の金額のみ開示, 他社の金額は不開示…文書1, 3及び23
- ② 2回の入札が不調に終わった場合は, 金額が不開示…文書2及び4
- ③ 随意契約における見積合わせの受注社のみ開示…文書5
- ④ 随意契約における見積合わせの受注社及び参加社の金額も不開示…文書6
- ⑤ 随意契約特命(1社)における見積金額も不開示…文書7, 8, 10, 14及び18
- ⑥ 随意契約特命(1社)における見積金額の開示…文書9, 11, 15, 16, 17, 19, 20, 21及び22

そもそも, 入札金額や見積や随意契約特命(1社)における見積金額も不開示はおよそ考えられないが, 現実には不開示となっている。一方, 随意契約特命(1社)における見積金額の開示もある。このように不統一な結果を招いたのは不開示理由に意味がないためである。したがって, 本件決定は取り消されなければならない。

ウ 道路清掃等業務委託で開札(見積)金額, 順位を不開示にした都道府県はなく, 公開により特に支障は出ていない。諮問庁は, 法の運用を誤っている。誤った運用は取り消されなければならない。

エ 国は2001年4月, 丸投げや談合を防ぎ, 入札過程を透明にするため「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(以下「公共工事入札契約適正化法」という。)を施行し, 入札や契約の情報公開を義務付け, 入札者の入札金額の公表も義務付けている。国の公共工事入札契約適正化法の施行に対し, 業者から入札金額を公表されたため公正な商取引が妨害されたとの訴えはない。本件は公共事業ではなく業務委託契約であるが, 契約に変わりはない。談合や不当な取引が行われていないか国民が確認するためにも, 入札の透明性, 公正性の上から公開されるべきものである。諮問庁は法の運用を誤っている。誤った運用は取り消されなければならない。

オ 諮問庁も契約事務規程(45規程第15号。以下「事務規程」という。)4条に, 契約は「公正かつ適正に行わなければならない。」と定めている。ところが, 開札(見積)金額や入札金額を不開示としている。これでは国民は契約が公正かつ適正に行われているかどうか判断することはできない。諮問庁が保有する情報を公開することで諸活動の説明責任を果たすことを目的とした法の目的に反する。したがって, 本件決定は取り消されなければならない。

カ 諮問庁の主張に従うと, 開示により落札企業の今後の設定金額が推測され, 当該企業の権利, 競争上の地位, 正当な利益を害するおそれを生じることになり, 落札金額(契約額)も開示できないことになるが, 諮問庁は落札金額(契約額)を開示している。諮問庁の主張の矛盾は説明に合理的な理由がないためである。

キ 税金でなされる契約はすべてにおいて透明性が要求される。開札(見積)金額や入札金額の開示は常識である。開示することで透明性を確保し, 事業への説明責任を果たし, 信頼を得ることにつながる。 全国市民オンブズマン連絡会議が, 平成15年11

月、都道府県に道路清掃の業務委託契約等についての開示請求を行った際には、都道府県のすべてが業務委託契約の入札金額を開示した。しかし、参加企業から開示により正当な利益を害したとか公正な商取引を妨害されたとの抗議や訴訟はない。このように、諮問庁が主張する開札(見積)金額や入札金額を開示することによる公正な商取引を妨害するおそれは存在せず、法5条2号に規定する不開示情報には該当しない。

ク 継続案件は他の入札時においても設定金額が似通ったものになるというのは諮問庁の憶測にすぎず、設定金額の参考程度の意味しかない。企業努力や受注意欲、新製品の開発、物価等社会状況により設定金額は変化する。応札金額を開示することで、他の入札時の設定金額は類推できない。よって、応札金額の開示が参加企業の不利益となることとはないと考える。

ケ 監督官庁からも、契約業務における経済性、公平性ととも、「情報公開に向けた透明性の確保」が求められている。これは、核物質防護の名の下に非公開が常態であった状況から、説明責任が求められる状況への自覚を厳しく求めたものである。法の施行を控え、単に入札の実施を命じただけでなく、税金で賄われる契約業務の入札金額の開示という常識的な情報公開における透明性の確保が含まれていると考える。

コ 諮問庁は、清掃や警備においても契約額のみを開示し、予定価格も開示しない。諮問庁の不開示理由である「今後の受注活動に支障を生じるなど公正な商取引を妨害するおそれがある」は、既に述べたとおり理由がない。建前にすぎない。本音は「契約額」だけを開示し、他はすべて不開示とすることにある。

諮問庁は、入札者立会いの下、入札書と予定価格書を開封することで公正さや透明性が保たれている根拠とする可能性がある。しかし、入札者立会いだけでは公正な契約の適否を国民が判断することはできない。開示されて初めて国民が判断することができる。2回の入札が不調に終わり随意契約に切り替えた際は、随意契約での見積金額に対してどれだけの訂正がなされたかなど確認することができない。特命による契約は1社のみで見積合わせがない。契約額のみを開示では、東濃地科学センター(以下「センター」という。)の施設の清掃、警備のほとんどを受注し、宿泊施設の管理運営を受注している特定会社と他社との入札価格差を確認することができない。また、落札率を確認することができない。監督庁の指導にもある経済性、公平性、透明性の確保について確認することができない。この状況は、法1条に規定する目的に反する。

サ 入札金額に関しては、政令指定都市も含め都道府県においてはすべての都道府県が開示している。したがって、入札金額については(国レベルにおいても)開示されることが当たり前のことだと考えていた。

税金で行われる事業というものについては、入札金額の開示というのは当然のことであって、諮問庁が不開示の理由としている「入札金額や見積金額を開示することによって、公正な商取引を妨害するおそれがある」という主張は認められない。

シ 諮問庁が開示決定通知書の中で述べている「今後の受注活動に支障を生じるなど、公正な商取引を妨害するおそれがある」という不開示理由は口実にすぎないと思う。つまり、諮問庁は、最初から契約額に合致した受注企業の入札金額のみを開示するという方針だったのではないかと考えられる。したがって、諮問庁が主張する不開示理由には理由がなく、不開示とした部分は開示されるべきだと考える。

(3) 「予定価格」について

ア 不開示理由の「公正かつ適切な契約事務の執行を妨げるおそれがある」とは、不明確であり、具体的に説明すべきである。

イ 「今後の類似契約に影響を与える」とは、何を指すのか、具体的に説明する必要がある。

ウ 毎年、清掃や警備に関し新しい製品や機具が開発され、価格が変化している可能性がある。人件費の高下もある。諮問庁の事務規程5条(市場調査の項)に「物価の動向」を「調査し、資料を収集整備しておかなければならない。」とあるとおり、契約を結ぶ時点での製品価格、人件費、その他様々な要因を含めた積算価格がつくられ、予定価格が決められているはずである。10年1日同じ算定価格とはならない。万一、同じ算定価格となったとしたら事務規程に定められた徹底した市場調査を行っているとは言えず、諮問庁の事務規程を逸脱していることになる。

予定価格を開示しても参加社にとっては参考データ程度にしかなり得ない。

都道府県による道路清掃等業務委託契約では、47都道府県中39道府県で開示している。つまり公開しても地方公共団体の「財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」はないのであり、当然のこととして公表している。諮問庁だけが例外とはなり得ない。法の解釈を誤っている。したがって、不開示決定は取り消されなければならない。

エ 諮問庁は、文書23の予定価格の不開示理由として「入札額や契約額の高騰等公正かつ適切な契約事務の執行を妨げるおそれがある」としているが、これは理由にならない。諮問庁は法の解釈を誤っている。

瑞浪市は清掃業務委託の入札前に予定価格を公表している。予定価格を事前に公表したからといって「入札額や契約額の高騰等」を招いてはいない。それどころか参加社は、企業努力し予定価格より低く入札して落札を図る。したがって、予定価格を事前に公表することで、落札価格を低く抑え瑞浪市の財政改善に貢献し、契約の透明性を高めている。

諮問庁も、事務規程18条(落札の項)に「予定価格の範囲内で最高又は最低の価格をもって入札した者を落札者とする」とある。業務委託では最低価格が落札となるのであるから、予定価格が公開されても、落札額が予定価格を上回ることも、入札金額を高騰させることもない。

つまり、業務委託契約で予定価格を公表しても、諮問庁の「財産上の利益」を損なうことはない。法5条4号二に示す「財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」に該当しない。したがって、本件決定は取り消されなければならない。

オ 諮問庁の事務規程18条(落札の項)には、「予定価格の範囲内で最高又は最低の価格をもって入札した者を落札者とする」とある。予定価格を不開示にすると、国民は落札者が事務規程18条の規定を満たしているか否か知ることはできないし、予定価格に最も近い額で落札したか否か確認できない。これは、諮問庁が保有する情報を公開することで諸活動の説明責任を果たすことを目的とした法の目的に反する。したがって、本件決定は取り消されなければならない。

カ 諮問庁の主張に従うと、落札金額は高い精度で予定価格に最も近いものであることから、落札金額の開示は「予定価格が推察され、適正な契約事務の執行を妨げるおそれ」を生じるため公開できないことになる。しかし、落札金額は開示しており、主張と実体が矛盾している。この矛盾は、予定価格の開示が適切な契約事務の執行を妨げるおそれはないことを示している。よって、法5条4号二に規定する不開示情報には該当しない。

キ 諮問庁の事務規程5条には「契約を担当する箇所は物価の動向、需給の状況」を「調査し、資料を収集整備しておかなければならない。」と定められていることを実施し、需給動向、新製品の開発、物価動向等に対応するのが担当部署の責務である。

毎年非常に似通った予定価格になるとしたら、事務規程に定められた徹底した調査を行っているとは言えず、自ら定めた事務規程を守っていないことになる。

ク 諮問庁は、予定価格が公開されると予定価格近傍での契約を余儀なくされると主張するが、逆である。清掃業務の入札前に予定価格の公開を実施している岐阜県瑞浪市は、参加各社が少しでも多く予定価格を下回り、受注することを目指す。予定価格から3万から8万円以上低い価格で落札している。予定価格の公開が、市の財政に利益を与えたことになる。したがって、諮問庁の主張に根拠はない。

ケ 名古屋地方裁判所は、平成16年8月30日に名古屋市に対して、地下鉄車両製造請負契約の予定価格の全面開示を命じる判決を下し、名古屋市は控訴せず予定価格を開示した。

名古屋市は、市場価格の変動の少ない予定価格を公開すると談合を誘発する可能性が高くなると不開示を主張したが、裁判所は公開することで業者側から発注者側に対する不当な働きかけの減少が見込まれ、手続の透明性が確保できると指摘した。この場合も既に契約金額は公開されていた。開示された予定価格による落札率は車体、台車、制御装置など9件すべてにおいて99.6パーセントを超えていた。

この例は、本件業務委託契約とは異なり物品購入に関するものであるが、事業の透明性を確保するものとして予定価格の公開は常識となっている。

コ A4のコピー用紙2,500枚がいくら調査し、予定価格が公表されているかどうか分類し分析した。その結果によれば、入札後予定価格を公表しているという自治体が3あり、平均価格は1,302円である。情報公開請求すれば公表するという自治体が24で、平均価格は1,444円である。そして、予定価格を非公表としている自治体は20で、平均価格は1,412円である。諮問庁は、予定価格を公表すれば高止まりすると言っているが、この結果から分かることは、諮問庁が主張するようなおそれはないということである。予定価格が公表されていても、非公表としている場合よりも低い例があるということである。諮問庁は、「おそれがある」と主張するのであれば、具体的なデータ等を示して主張するべきである。

#### (4) その他

ア 再度の開示決定により、入札にかかわる「順位」は公開され、該当部分の文書を受理した。この開示文書の一つに、原処分では、入札金額が公開されていたにもかかわらず不開示とされた部分があった。しかも不開示とした理由は記載されていない。原処分時に不開示とすべきところを誤って開示したものと推測するが、決定の基準が明確であり、確認作業がされていれば避けることができる。不明確な不開示への処分変更は、諮問庁の開示決定の在り方に大きな疑念と不信感を抱かせる。

イ なぜ、今回開示請求したかという点、特定企業が独占的に諮問庁の施設の清掃・警備に関する業務を受注していると新聞に報道されたため、事の真偽を確かめなかったからである。特定の企業に便宜を図っているのではないかというような噂が立てられていることから、その疑惑を払拭する意味でも、諮問庁はきちんと開示すべきである。

ウ 今回の情報公開請求においては、入札の札についても開示してほしいとは明確に書か

れてはいないかもしれないが、異議申立人及び補佐人は、今回の請求の中に札も含まれると考えている。今回、諮問庁が提出してきた理由説明書では札についてきちんと説明していないのではないかとと思っている。札はそもそも不存在なのか、それとも不開示なのかさえ我々には分からない。

エ 予算額が予定価格と同様の意味を持つものであるならば、異議申立ての対象としたい。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 異議申立ての内容

16サイクル機構(東濃)第026号及び同第027号にて発出した法人文書開示決定通知書の「2 不開示とした部分とその理由」に記載されている契約回議書に添付されている「入札書開札(見積開封)結果」の項目欄に印刷されている「順位」という文言、「順位」欄に印刷されている順位番号及び開札(見積)金額欄に記載されている金額(数字)、「落札判定書」に記載されている予定価格(消費税抜き価格を含む。)、入札順位の数字及び入札金額の数字並びに「予定価格書」に記載されている予定価格(消費税抜き価格を含む。)の不開示部分の開示を求めるといものである。

#### 2 異議申立てに係る諮問庁の判断

##### (1) 不開示決定を改める部分

項目としての「順位」及び番号としての「順位」については、この情報が、競合する相手企業に分かると今後の受注活動に支障を生じるなど公正な商取引を妨害するおそれがあるとして、当初は不開示とした。しかし、再検討の結果、「入札書開札(見積開封)結果」の書式では、項目及びあらかじめ印刷された順位としての番号を開示したとしても、応札者の順位だけでは商取引の妨害のおそれはないものと判断し、平成16年8月19日付けで不開示部分を開示する旨の「法人文書開示決定通知書」を発出している。

##### (2) 不開示とする部分

#### ア 「開札(見積)金額」及び「入札金額」について

この情報が競合する相手企業に知られると、企業の経営戦略の一つである見積額に対する当該企業の姿勢が明らかになり、今後の受注活動に支障を生じるなど公正な商取引を妨害するおそれがある。

工事等の契約は、積算に関する情報が国土交通省等から発表されており全国的に標準化されているが、工事等以外の契約では積算方法に統一的な指標はなく、企業ごとに独自に定めているものである。

したがって、継続案件の場合は次年度以降の、また、類似案件が想定される場合は将来の入札の際の各入札参加企業等の応札価格の推定が可能となり、各企業の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められるので、法5条2号イの不開示情報に該当すると判断される。

ただし、処分庁では契約額は原則開示しているため、競争契約で入札により落札した企業の入札金額については、必ず契約額と一致するため開示する。また、随意契約で企業から提出される見積書に記載されている見積金額については、査定により相手企業と交渉し、査定額以下で契約するが、その際、事務規程26条3号により当初見積額を変更する場合は訂正見積書を徴収している。他方、当初見積額どおりで契約する場

合は、訂正見積書が存在しない。すなわち、訂正見積書がない場合は当初見積額が契約額と一致することになり、訂正見積書の有無は一見して明らかなものである。したがって、当初見積額どおりで契約する場合は開示する。

#### イ 「予定価格」について

予定価格は、契約金額を決定するための基準である。この予定価格の制限の中で、最低の価格を提示した者と契約が締結される。

この予定価格が入札参加企業等に知られると、予定価格近傍での契約を余儀なくされ、予定価格をできるだけ下回る金額で契約するという処分庁における財産上の利益が損なわれ、競争入札の効果が失われることとなる。

したがって、予定価格が開示されると、毎年度行う継続契約及び将来の類似契約において予定価格が推察され、適正な契約事務の執行を妨げるおそれがあり、法5条4号二の不開示情報に該当すると考える。

### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成16年9月10日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年10月13日 異議申立人から意見書及び資料を收受
- ④ 同月27日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年11月10日 審議
- ⑥ 同月29日 異議申立人から資料を收受
- ⑦ 同年12月9日 異議申立人及び補佐人からの口頭意見陳述の聴取
- ⑧ 平成17年1月12日 異議申立人から資料を收受
- ⑨ 同月24日 異議申立人から資料を收受
- ⑩ 同年2月4日 諮問庁の職員(核燃料サイクル開発機構本社業務部次長ほか)からの口頭説明の聴取
- ⑪ 同年3月9日 審議
- ⑫ 同年10月4日 審議
- ⑬ 同月11日 審議
- ⑭ 同年12月13日 審議

### 第5 審査会の判断の理由

#### 1 契約事務手続について

諮問庁の説明によると、センターの契約事務手続は以下のとおりである。

契約の方式は、処分庁の会計規程(43規程第5号)21条により、一般競争契約を基本とし、条件付で指名競争契約又は随意契約を行うことができるとしており、競争契約の場合は、入札形式で行い予定価格を設定するとしている(会計規程22条)。

契約を請求する箇所は、必要に応じて仕様書、設計書及び引合先推薦理由書又は特命理由書等を添付した請求票をセンター経理課に提出し(事務規程6条)、センター経理課は、引合先及び契約方式を引合回議書により決定する(事務規程8条)。

契約方式が決定されると、入札の場合は、センター経理課は、仕様書及び設計書等により

予定価格の総額を定め(事務規程14条)、予定価格書に記入し封印する。次に、あらかじめ定めた入札会において入札者が入札箱に入札書を投入し、入札者が立会いの下、入札書及び予定価格書を開封し(事務規程17条)、落札判定書にそれぞれ転記する。さらに落札判定書には、入札金額順に順位の数字を記入する。

また、随意契約の場合は、決定された引合先から見積書を徴収し(事務規程23条)、契約交渉により合意に達した場合は、訂正見積書を徴収するか、訂正印により見積金額を訂正する(事務規程26条)。

契約を締結する時は、契約回議書によりあらかじめ順位番号が印刷された「入札書開札(見積開封)結果」の書式に金額順に入札参加(引合)先名を記載して、契約書(案)を添付して決裁権者の決裁を得て契約を締結する。

## 2 本件対象文書について

本件対象文書は、センターの施設に係る清掃業務、警備業務及び国内外の研究者用宿泊施設の管理運営業務に関する23件の役務契約に関するものであり、別表のとおり、競争入札に関する文書である落札判定書及び予定価格書等、契約締結の決裁文書である契約回議書並びに契約に関する文書である請負契約書又は注文請書等から成っている。

## 3 本件対象文書の特定について

異議申立人は、口頭意見陳述において、開示請求書においては、入札の札についても開示してほしいとは明確に書かれてはいないかもしれないが、今回の請求の中に札も含まれると考えている旨主張している。

諮問庁の説明によれば、処分庁は、請求の対象となる文書として、処分庁が作成した「落札判定書」等の契約事務手続書類を特定し、開示請求書の補正内容を確認した際に、特定されることとなる文書名及び当該文書に含まれる情報の内容を異議申立人に伝えたところ、異議申立人はこれを了解し、入札の札を開示請求の対象に含めてほしいとの話はなかったとのことである。

そうすると、異議申立人の主張にもあるように、入札の札については、口頭意見陳述において、初めて本件開示請求に含まれるとの主張をしたことになり、本件決定時において、処分庁が本件請求文書に入札の札を含めなかったのは当然のことであると言える。したがって、本件開示請求に対し、処分庁が本件対象文書を特定したことは妥当であると認められるので、異議申立人の主張は採用できない。

## 4 不開示情報該当性について

異議申立人は、異議申立書において、印刷されている項目としての「順位」という文言及び「順位」欄に印刷されている「順位番号」についてその開示を求めていたところ、処分庁は、その後、平成16年8月19日付け16サイクル機構(東濃)第104号により、当該部分の追加開示を行っている。

したがって、異議申立人は、不開示とされた部分のうち、別表のとおり、開札(見積)金額、入札金額及び予定価格の部分についての開示を求めていると認められるところ、諮問庁は、開札(見積)金額及び入札金額については、法5条2号イに該当し、予定価格については、同条4号ニに該当する旨説明するので、以下、不開示情報該当性について検討する。

なお、本件は、役務契約であることから、発注者に対して入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する情報の公表等を義務付けている公共工事入札契約適正化法の適用はない。

### (1) 「開札(見積)金額」及び「入札金額」について

当審査会において、本件対象文書を見分したところ、開札(見積)金額は、契約締結の決裁文書である契約回議書に添付される入札書開札(見積開封)結果の様式中に、入札金額(競争契約の場合)又は見積金額(随意契約の場合)の低い順番に入札参加(引合)先の名称とともに記載されていることが認められる。



また、入札金額は、落札判定書の様式中に、入札参加業者の名称とともに第1回入札及び再入札において入札された金額が記載されていることが認められる。

なお、開札(見積)金額は、落札判定書に記載された入札金額に消費税に相当する額を加えた金額が記載され又は入札金額が1か月当たりの金額の場合は、当該入札金額に12を乗じて得た額に消費税に相当する額を加えた金額が記載されていることから、入札金額と同じ金額が記載されているものではないが、本項では併せて「入札金額」という。

これらの情報をみると、他の業者の入札金額との比較あるいは見積金額と契約金額との比較などにより、受注意欲が高く赤字覚悟でも受注したいと考えている、あるいは逆に、受注する強い意欲はないといった入札参加業者等の営業戦略が明らかになるとともに、業績が良いために他の業者が想定する価格よりかなり低めに入札金額(見積金額)が設定できる、逆に、業績が良くないために高めの入札金額(見積金額)しか設定できない、あるいは見積金額からどのような交渉を経て契約金額で合意するに至ったかといった入札参加業者等の競争力や発注者との交渉の経過の一端が明らかになるなど、当該金額は、入札等に参加した業者の営業戦略等が色濃く反映されたものといえることができる。

したがって、入札等に参加した当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるなど入札金額を開示することによる支障は否定できず、法5条2号イの不開示情報に該当すると認められるので、これを不開示とすることが相当である。

## (2) 「予定価格」について

当審査会において、本件対象文書を見分したところ、予定価格は、 予定価格書及び落札判定書の様式中に記載されていることが認められる。

また、諮問庁の説明によると、事務規程14条1項及び会計規程2条により、これらの規程に定められていないところについては、法令等の定めるところによると規定されており、予算決算及び会計令(昭和22年4月30日勅令第165号)79条の規定に基づき、予定価格の事前開示はできないとのことである。また、処分庁においては、工事契約以外では、予定価格を事後開示した例もないと説明する。

本件のような清掃業務、警備業務及び施設の管理運營業務などの役務契約においては、予定価格を大幅に変動させるような技術革新や経済状況の変化等が生じる可能性は極めて低く、また、処分庁において、毎年度、同じ仕様により継続的に契約を行っていること及び処分庁の他の施設においても同様の役務契約が締結されていることから、今後、このように反復性が高く定型的である同様な内容の契約を行うことが予定されている役務契約に係る予定価格については、公にすることにより、将来における同種又は類似の契約の予定価格を類推させるおそれがあることを否定することはできないと認められる。

また、諮問庁の説明によれば、これらの契約についての積算基準は、公表されているものがないわけではないが、その基準がそのまま適用できるわけではなく、処分庁においては、当該基準を参考にしつつ独自に基準を作成し積算しているとのことであるから、公表されている積算基準によって将来の予定価格を推測することは困難であると考えられる。

したがって、予定価格は、これを公にすることにより、将来の同種又は類似の契約において、公正な競争により形成されるべき適正な額での契約が困難になるなど処分庁が行う契約事務に関し、財産上の利益を不当に害するおそれがあり、法5条4号二の不開示情報に該当すると認められるので、不開示とすることが相当である。

## (3) 「予算額」について

異議申立人は、口頭意見陳述において、不開示とされている予算額についても異議申立ての対象としたい旨主張している。

当審査会において、本件対象文書を見分したところ、予算額(一部の様式では予算金額と記載している。)は、契約締結の決裁文書である契約回議書のほか、引合回議(一部を除く。)及び契約請求票の様式中に記載されていることが認められる。

諮問庁の説明によると、予算額は、国に対して予算要求を行う際に作成されるもので、国の指定した単価を使用することがあるのに対し、予定価格は、労務費等地域性を考慮

して単価を設定することから、予算額と予定価格とは必ずしも一致しない場合があるが、予定価格は、予算額の範囲内で決めるというのが原則となっているとのことである。

したがって、予算額が明らかになると予定価格の上限が明らかになることになるため、これを公にした場合、予定価格を開示した場合と同様の支障が生じるおそれがないとは言えず、法5条4号二の不開示情報に該当すると認められるので、不開示とすることが相当である。

#### (4) 異議申立人のその他の主張について

ア 異議申立人は、開札(見積)金額及び入札金額における開示、不開示が不統一である旨主張している。

諮問庁の説明によると、基本的に、入札金額は、不開示としているが、契約金額については、処分庁の契約事務の透明性を確保する趣旨から開示しているところ、競争入札により落札した企業の入札金額については、契約金額と一致しているため開示しているとのことである。これは、透明性を確保する趣旨からできるだけ開示することとした結果であり、開示、不開示の判断が矛盾しているものではなく、不当であるとは言えない。

また、随意契約において、上記入札金額の開示、不開示の考え方と同様、当初見積金額どおりに契約する場合には、当該見積金額を開示しているという諮問庁の説明(上記第3, 2, (2)ア)は、合理的であると言える。

したがって、異議申立人の主張は採用できない。

イ 異議申立人は、入札金額及び予定価格について、都道府県及び瑞浪市等における開示の状況並びに名古屋地方裁判所の判決を例示して、開示すべきである旨主張している。

しかしながら、これらの中には、道路清掃業務委託や地下鉄車両製造請負に関する契約など本件とは契約の種類が異なるものが含まれており、また、契約手続の根拠となる法令等も異なっているなどそれぞれの事情によるものであるから、結果だけを見てこれを単純に比較し、本件決定が不当であると言うことはできず、異議申立人の主張は採用できない。

ウ 異議申立人は、再度の開示決定において、原処分では入札金額が開示されていたにもかかわらず不開示とされた部分があり、しかも不開示とした理由は記載されておらず、不明確な不開示への処分変更は、諮問庁の開示決定の在り方に大きな疑念と不信感を抱かせる旨主張している。

これは、処分庁が、当初開示の実施をした文書23の入札書開札(見積開封)結果の写しにおいては、開札(見積)金額を開示していたのに、平成16年8月19日付け16サイクル機構(東濃)第104号により、印刷されている項目としての「順位」という文言及び「順位」欄に印刷されている「順位番号」を追加開示した際に、併せて文書23の当該ページの写しを交付したところ、その写しでは当該金額が不開示となっていたことを言うものである。

第027号の本件決定においては、文書23の入札金額は不開示とする旨が明記されているのであるから(ただし、入札金額が記載されている文書名として、「入札書開札(見積開封)結果」という文書名は記載されておらず、「契約回議書」という文書名が記載されている。「入札書開札(見積開封)結果」は、「契約回議書」に添付されている文書である。)、本件決定において、当該金額は不開示とされているものと認められる。

したがって、処分庁は、当初の開示の実施の際に事務処理を誤ったものであるが、この点も追加開示の際に決定どおりに実施されていることになる。

なお、これ以外にも開示の実施の際の事務処理の誤りが認められるところ、開示の実施に当たって、誤りがあってはならないことは当然であり、また、追加開示の際の開示の

実施方法において、当初誤りがあったことを明示しなかったこと及び当初の決定通知書において、不開示とする部分を説明する際の文書名の記載が明瞭なものでなかったことについて、今後、留意すべきであると考えられる。

異議申立人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

#### 5 契約事務の透明性の確保及び公正な競争の促進について

本件についての審査会の判断は以上のとおりであるが、国及び独立行政法人等が行う公共工事等の入札及び契約事務における透明性の確保及び公正な競争の促進が求められているところ、法の適用対象である独立行政法人等においては、契約手続に関し、国とは異なり会計法等の適用はなく、当該法人の所管大臣への届出等を要する会計規程に基づき行われているのであるから、当該法人の契約状況を踏まえ、契約事務の透明性の確保及び公正な競争の確保のための不断の自主的な取組を怠らないことが望まれる。

#### 6 本件決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、法5条2号イ及び4号ニに該当するとしてその一部を不開示とした決定については、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同条2号イ及び4号ニに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 矢崎秀一、委員 宇賀克也、委員 吉岡睦子

別紙(開示請求文書)

- 1 1999年度から2003年度の間で、特定会社との清掃に関する入札による契約のすべて(入札参加企業、入札金額及び入札予定価格を含む。)
- 2 1999年度から2003年度の間で、特定会社との警備に関する入札による契約のすべて(入札参加企業、入札金額及び入札予定価格を含む。)
- 3 1999年度から2003年度の間で、特定会社との清掃に関しての随意契約のすべて(契約選定理由を含む。)
- 4 1999年度から2003年度の間で、特定会社との警備についての随意契約のすべて(契約選定理由を含む。)
- 5 瑞浪国際地科学交流館の管理運営にかかわる契約と契約内容が分かるもの

## 別表

文書 番号	本件対象文書	異議申立人が開示すべきとする 部分
1	定期清掃作業(2001年度)の契約に関する注文 請書(契約金額支払方法及び契約条項, 仕様書を含 む。), 契約回議書(入札書開札(見積開封)結果 を含む。), 落札判定書, 予定価格書, 予定価格算 定根拠並びに注文書(案)(契約金額支払方法及び 契約条項, 仕様書を含む。)	入札書開札(見積開封)結果中 の「開札(見積)金額」, 落札判定 書中の「予定価格」及び「入札金 額」, 予定価格書中の「予定価 格」並びに契約回議書中の「予算 額」
2	施設内清掃等に関する作業(2002年度)の契約に 関する注文請書(請負契約条項及び契約仕様書を含 む。), 契約回議書(入札書開札(見積開封)結果 を含む。), 落札判定書, 予定価格書, 予定価格積 算内訳書並びに注文書(案)(請負契約条項及び契 約仕様書を含む。)	入札書開札(見積開封)結果中 の「開札(見積)金額」, 落札判定 書中の「予定価格」及び「入札金 額」, 予定価格書中の「予定価 格」並びに契約回議書中の「予算 額」
3	瑞浪地科学研究館における清掃作業(2002年度) の契約に関する注文請書(請負契約条項及び仕様 書を含む。), 契約回議書(入札書開札(見積開封) 結果を含む。), 落札判定書, 予定価格書, 予定価 格積算内訳書並びに注文書(案)(請負契約条項及 び仕様書を含む。)	入札書開札(見積開封)結果中 の「開札(見積)金額」, 落札判定 書中の「予定価格」及び「入札金 額」, 予定価格書中の「予定価 格」並びに契約回議書中の「予算 額」
4	超深地層研究所建設予定用地警備に関する作業 (2002年度)の契約に関する請負契約書(請負契 約条項及び仕様書を含む。), 契約回議書(入札書 開札(見積開封)結果を含む。), 落札判定書, 予定 価格書, 予定価格積算内訳書並びに請負契約書 (案)(請負契約条項及び仕様書を含む。)	入札書開札(見積開封)結果中 の「開札(見積)金額」, 落札判定 書中の「予定価格」及び「入札金 額」, 予定価格書中の「予定価 格」並びに契約回議書中の「予算 額」
5	施設内清掃等に関する作業(2001年度)の契約に 関する注文請書(契約条項及び仕様書を含む。), 契約回議書(入札書開札(見積開封)結果を含 む。), 査定調書, 引合回議並びに注文書(案)(契 約条項及び仕様書を含む。)	入札書開札(見積開封)結果中 の「開札(見積)金額」並びに契約 回議書及び引合回議中の「予算 額」
6	瑞浪地科学研究館における清掃作業(2001年度) の契約に関する注文請書(契約条項及び仕様書を含 む。), 契約回議書(入札書開札(見積開封)結果 を含む。), 査定調書, 引合回議, 引合先推薦理由 書並びに注文書(案)(契約条項及び仕様書を含 む。)	入札書開札(見積開封)結果中 の「開札(見積)金額」並びに契約 回議書及び引合回議中の「予算 額」
7	定期清掃作業(2002年度)の契約に関する注文 請書(請負契約条項及び仕様書を含む。), 契約回 議書(入札書開札(見積開封)結果を含む。), 査定 調書, 特命理由書並びに注文書(案)(請負契約条 項及び仕様書を含む。)	入札書開札(見積開封)結果中 の「開札(見積)金額」及び契約 回議書中の「予算額」

8	定期清掃作業(2003年度)の契約に関する注文請書(契約条項及び仕様書を含む。), 契約回議書(入札書開札(見積開封)結果を含む。), 査定調書並びに注文書(案)(契約条項及び仕様書を含む。)	入札書開札(見積開封)結果中の「開札(見積)金額」及び契約回議書中の「予算額」
9	施設内清掃等に関する作業(2003年度)の契約に関する注文請書(契約条項及び契約仕様書を含む。), 契約回議書(入札書開札(見積開封)結果を含む。), 査定調書, 特命理由書並びに注文書(案)(契約条項及び契約仕様書を含む。)	契約回議書中の「予算額」
10	瑞浪地科学研究館における清掃作業(2003年度)の契約に関する注文請書(契約条項及び仕様書を含む。), 契約回議書(入札書開札(見積開封)結果を含む。), 査定調書並びに注文書(案)(契約条項及び仕様書を含む。)	入札書開札(見積開封)結果中の「開札(見積)金額」及び契約回議書中の「予算額」
11	瑞浪国際地科学交流館における清掃作業(2003年度)の契約に関する契約回議書(入札書開札(見積開封)結果を含む。)	契約回議書中の「予算額」
12	正馬様鉱業用地警備に関する作業(1999年度)の契約に関する契約書(仕様書を含む。), 契約回議書(兼契約請求票), 見積・査定内訳表, 引合回議及び契約書(案)(仕様書を含む。)	契約回議書(兼契約請求票)中の「予算金額」
13	正馬様鉱業用地警備に関する作業(2000年度)の契約に関する契約書(仕様書を含む。), 契約回議書(兼契約請求票), 見積・査定内訳表, 引合回議及び契約書(案)(仕様書を含む。)	契約回議書(兼契約請求票)中の「予算金額」
14	正馬様鉱業用地警備に関する作業(2001年度)の契約に関する作業請負契約書(作業請負契約条項及び仕様書を含む。), 契約回議書(入札書開札(見積開封)結果を含む。), 見積・査定内訳表, 引合回議, 特命理由書並びに作業請負契約書(案)(作業請負契約条項, 仕様書を含む。)	入札書開札(見積開封)結果中の「開札(見積)金額」並びに契約回議書及び引合回議中の「予算額」
15	瑞浪地科学研究館機械警備業務(2001年度)の契約に関する警備請負契約書(契約金額支払方法, 基本請負約款, 警備計画書, セキュリティサービス内容, 協定事項及び依頼事項を含む。), 契約回議書(入札書開札(見積開封)結果を含む。), 特命理由書並びに警備請負契約書(案)(契約金額支払方法, 基本請負約款, 警備計画書, セキュリティサービス内容, 協定事項及び依頼事項を含む。)	契約回議書中の「予算額」
16	瑞浪地科学研究館機械警備業務(2002年度)の契約に関する警備請負契約書(基本請負約款, 警備計画書, セキュリティサービス内容, 協定事項及び依頼事項を含む。), 契約回議書(入札書開札	契約回議書中の「予算額」

	(見積開封)結果を含む), 特命理由書並びに警備請負契約書(案)(基本請負約款, 警備計画書, セキュリティサービス内容, 協定事項及び依頼事項を含む。)	
17	瑞浪超深地層研究所用地における着工式臨時警備に関する作業(2002年度)の契約に関する契約回議書(入札書開札(見積開封)結果を含む。)	契約回議書中の「予算額」
18	瑞浪超深地層研究所警備に関する作業(2003年度)の契約に関する請負契約書(請負契約条項及び仕様書を含む。), 契約回議書(入札書開札(見積開封)結果を含む。), 査定調書, 特命理由書並びに請負契約書(案)(請負契約条項及び仕様書を含む。)	入札書開札(見積開封)結果中の「開札(見積)金額」及び契約回議書中の「予算額」
19	瑞浪地科学研究館機械警備業務(2003年度)の契約に関する警備請負契約書(基本請負約款, 警備計画書, セキュリティサービス内容, 協定事項及び依頼事項を含む。), 契約回議書(入札書開札(見積開封)結果を含む。)	契約回議書中の「予算額」
20	瑞浪超深地層研究所建設管理棟(仮称)の機械警備業務(2003年度)の契約に関する契約回議書(入札書開札(見積開封)結果を含む。)	契約回議書中の「予算額」
21	瑞浪超深地層研究所用地内及び瑞浪国際地科学交流館における臨時警備に関する作業(2003年度)の契約に関する契約回議書(入札書開札(見積開封)結果を含む。)	契約回議書中の「予算額」
22	瑞浪超深地層研究所用地内掘削工事に伴う安全祈願祭臨時警備に関する作業(2003年度)の契約に関する契約回議書(入札書開札(見積開封)結果を含む。)	契約回議書中の「予算額」
23	瑞浪国際研究交流施設管理運営委託業務に関する契約書(契約条項及び契約仕様書を含む。), 契約回議書(入札書開札(見積開封)結果を含む。), 落札判定書, 予定価格書, 予定価格積算内訳書, 引合回議, 契約請求票, 引合先推薦理由書並びに契約書(案)(契約条項及び契約仕様書を含む。)	入札書開札(見積開封)結果中の「開札(見積)金額」, 落札判定書中の「予定価格」及び「入札金額」, 予定価格書中の「予定価格」並びに契約回議書, 引合回議及び契約請求票中の「予算額」

(注)文書番号欄の番号に従って, 「文書1」, 「文書2」等という。

